

○障害者の芸術活動を支援するためのこれまでの取組（厚生労働省）

（１）全国障害者芸術・文化祭の開催

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

〔開催〕

平成13年度より実施。25年度は第13回を山梨県で開催予定。

(H20)滋賀県、(H21)静岡県、(H22)徳島県、
(H23)埼玉県、(H24)佐賀県、(H25)山梨県

※ 障害者芸術・文化祭の開催に当たっては、文部科学省主催の国民文化祭と併せて開催することを奨励。

〔25年度予算〕

3,600万円（定額を開催県に補助）

（２）芸術・文化講座開催等事業（地域生活支援事業）

芸術文化活動等を行うことにより障害者等の社会参加を促進することを目的とする。

〔実施主体等〕

・実施主体：都道府県、市町村

・事業内容：障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

・留意事項：芸術・文化活動を行っている障害者等を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

〔25年度予算〕

地域生活支援事業460億円の内数

補助率：①都道府県 国1／2以内

②市町村 国1／2以内、都道府県1／4以内

〔23年度実績〕

①都道府県：30力所、②市町村：181力所

(3) 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）における障害者の芸術・文化の発信

障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究、活動団体に対する専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

〔25年度予算〕

3,958万円（実施主体：国 委託先：ビッグ・アイ協働機構）

(4) 障害者総合福祉推進事業（18～21年度は障害者自立支援調査研究プロジェクトとして実施）

障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取り組み等を通じた提言を得ることを目的として実施。

〔指定課題〕

障害者の芸術文化活動に関するテーマについても、毎年度、指定課題として設定。

(5) 障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付

障害者自立支援法の施行に伴う事業者等に対する運営の安定化、新法への移行等の円滑化等のための基金（平成18年度から24年度、総額3,535億円）において、平成21年度から「障害者アート特別啓発事業」を対象としていた。（基金は24年度で廃止。）

〔目的〕

国民の障害者アート作品への理解を促進するため、一般の美術作品とともに障害者の作品を鑑賞する機会が確保できるよう、美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催を支援し、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

〔実施主体等〕

- ・実施主体：都道府県、市町村
- ・事業内容：美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費助成
- ・補助単価：都道府県400万円以内、市町村200万円以内（定額）